

リサイクルプラザの機能について

1. プラザの一般的機能

プラザの基本的機能は以下の通りである。

- ① リサイクルを中心とした社会環境の変化に対応した資源化施設としての機能
- ② 不用品の修理・再生の場としての機能
- ③ 再生品や不用品の交換・流通の場としての機能
- ④ リサイクルに関する情報交換・啓発の場としての機能
- ⑤ 地域や市民団体等の活動支援のためのコミュニティ形成機能

他都市での事例をふまえ、上記機能区分のうち、プラザ機能である②～⑤について、本来保有すべき機能を機能区別に表 1 に整理する。

また、各機能について、必要とされる設備等について、機能区別に表 2～6 に整理する。

表1 リサイクルプラザにおけるプラザ機能（1／3）

基本的機能	機 能	用 途 ・ 内 容		備 考	面積（例）[㎡]
修理・再生の場としての機能	木工家具工房	・大型ごみ収集にて搬入したたんすやソファ等の家具類を中心に修理・再生等の作業を行うためのスペースと工具類や関連設備が用意された場		最も一般的で、ほとんどのリサイクルプラザで実施している。	80
	自転車工房	・不法投棄又は公共の場に放置している自転車を利用した修理・再生等の作業を行うためのスペースと工具類や関連設備が用意された場		近年、実施例が増えている。	110 （うち30はストック用）
	家電製品工房	・家庭で故障したテレビ、ラジオ等の家電類やおもちゃ等を住民自らが持込み修理ができるためのスペースと工具類や技術指導員が用意された場		実施例は少ない。 （実施例：吹田市、富山地区広域圏）	80
	家庭用品工房	・包丁研ぎや襖はり等家庭でできる手入れ方法などを伝承する教室を開催するためのスペースと、作業台等の関連設備、技術指導員が用意された場		実施例：北区、柏市	80
	家具清掃室	・大型ごみ収集にて搬入した家具類の清掃作業を行うためのスペースと工具類や関連設備が用意された場		最も一般的で、ほとんどのリサイクルプラザで実施している。	30
再生品や不用品の交換・流通の場としての機能	再生品展示コーナー	・住民のごみ減量化・リサイクル意識の啓発・啓蒙を図ることを目的として、工房において修理・再生された再生品を展示する場		最も一般的で、ほとんどのリサイクルプラザで実施している。	150
	不用品情報交換コーナー	不用品情報交換ボード	最も一般的で、ほとんどのリサイクルプラザで実施している。	最も一般的で、ほとんどのリサイクルプラザで実施している。 実施例：台東区、伊万里市	内容によって異なる
		不用品情報交換テレビジョン（ケーブルテレビ）	・家庭で不要となった物の交換・売買を斡施するため、ケーブルテレビを通じて不用品の交換情報を発信する場		
		不用品情報検索システム（パソコン通信）	・インターネット上に開設された組合のホームページ等を活用し、インターネットを利用して上記の不用品の交換情報を受発信するための場		
フリーマーケットスペース	市民団体等が開催するフリーマーケットの場を提供する。		他スペースとの兼用について要検討。 （実施例：市川市）	（会議室と兼用） （100～300）	

表1 リサイクルプラザにおけるプラザ機能(2/3)

基本的機能	構成設備	用途・内容	備考	面積(例) [㎡]	
リサイクルに関する情報交換・啓発の場としての機能	リサイクル情報コーナー	・リサイクルやごみ問題に興味を持った住民が気軽に利用でき、関係図書を読覧したり情報が入手できるよう、リサイクル問題をテーマとした書籍・資料や自治体情報を集めた図書館の機能を有する空間	実施例：目黒区(担当職員が区民の相談に応じながら対応)	内容によって異なる	
		・ごみ処理・リサイクルの歴史やしくみを楽しみながら理解するため、VTRやパソコン学習端末、動く模型、アスレチックジャングル等を通じて紹介	実施例：横浜市、仙台市		
	リサイクル体験コーナー(講習室)	メニュー	・リサイクル思想の啓発・普及という観点から、修理技術や廃品・廃棄物利用技術を住民に体験させ、自分たちの生活の中でそれを実践し、少しでもごみを作らないライフスタイルの形成を自覚させることを目的とした場	多くのリサイクルプラザで実施。	内容によって異なる
			・修理技術を持ったシルバー人材等を活用して「実践リフォーム教室」や「体験リサイクル教室」などを実施する、主婦や児童を対象とした体験の場		
			・廃食用油を用いたりサイクル石鹸づくり、牛乳パックを利用した紙すき教室(以下のメニュー参照)に対応できるように、給排水施設、電気・機械関連の工具類及び電気設備が用意された理科教室的設備を有した空間		
			廃食用油を用いたりサイクル石鹸づくり		
			牛乳パックを利用した紙すき教室		
			衣服のリフォーム指導		
			回収したガラスを原材料としコップや花瓶として再生する工房		
			廃材を用いたりサイクル品作り教室 (参考) 小型電化製品の診察修理指導		
おもちゃの診察修理指導					
ごみを減らす工夫を考える料理などの実習					
生ごみや植木剪定材のコンポスト化と肥料・培養土としてのリサイクル					
コミュニティ形成機能	会議室(多目的室)	・大人数で行われる講演会や各種イベントに利用できる場(フリーマーケットを含む)	多くのリサイクルプラザで設置。	100~300	
		・本施設の視察来訪者のために説明会が行える場			
		・地域活動やグループ活動の打ち合せ・会議等に利用できる場			

表1 リサイクルプラザにおけるプラザ機能（3／3）

【その他の付帯設備】

基本的機能	構成設備	用途・内容	備考	面積(例) [㎡]
回収システムの支援に関わる機能	資源回収窓口	住民が持参した紙パック等の回収窓口	資源化施設との役割分担が必要。	200
	倉庫	・搬入直後の不要品等の貯留スペース（80） ・修理・再生後のものを一時保管するための保管スペース（80） ・その他（40）		
管理・運営に係わる機能	リサイクルセンター管理室	・本施設の管理・運営を行うための組合職員室		180
	委託職員・ボランティア用事務所	・委託職員用 ・ボランティア用		
	応接室	・応接室		
給排水衛生設備		洗濯室、トイレ（身障者用含む）、シャワー・ロッカー、給湯室		100
その他		エントランスホール、エレベーター（大型、障害者用含む）、ロビー、廊下、機械室		

表2 機能別必要設備 [修理・再生の場としての機能]

機能	内容	運営方法	検討事項	人員構成	必要設備	所要スペース	備考
木工家具工房	タンス等の不用品を修理、修繕して再利用する。また廃材を利用して本立てや椅子など簡単な木工工作教室を開催。	シルバー人材センターの経験者・ボランティアを中心に運営。定期的に教室形式で開催。設備の関係上単独の工房が望ましい。	重量物を扱うので、健常者が中心となるが、清掃等の軽作業には障害者の採用も考えられる。収集事業所との関連性について考慮が必要。	経験豊富な常任者1名 補助者2名程度 受講者10～20名	作業台、木工機械、木工用具、電動工具、水洗流し台、塗料置き場、集塵機 ※床は木床が望ましい	大 100㎡ 小 50㎡	最も一般的で、殆どのリサイクルプラザで開催している。
自転車工房	不用品の自転車を清掃や再塗装、及び軽微な修理を行い再使用する。	シルバー人材センターの経験者・ボランティアを中心に運営。設備の関係上単独の工房が望ましい。	重量物を扱うので、健常者が中心となるが、清掃等の軽作業には障害者の採用も考えられる。自転車安全整備制度があり、自転車安全整備士が整備する必要がある。(TSマークによる保険) 放置自転車対策との関連性について考慮が必要。	経験豊富な常任者1名 補助者2名程度	作業台、万力、組立整備スタンド、移動工具台、エアコンプレッサ、工具類、部品棚、再生自転車置場、水洗流し台	大 100㎡ 小 50㎡	近年、実施例が増えている。
家電製品工房	不用品の家電製品を清掃、及び軽微な修理を行い再使用する。また家電製品の簡単な手入れを行う。	シルバー人材センターの経験者・ボランティアを中心に運営。	冷蔵庫等重量物は健常者が中心となるが、清掃等の軽作業には障害者の採用も考えられる。修理資格として家庭用電子機器修理技術者、家庭用電気機器修理技術者(通産大臣認定)がある。	経験豊富な常任者1名 補助者2名程度	作業台、工具類、部品棚、電源コンセント、アンテナ線、テスター、オシロスコープ、水洗流し台	大 100㎡ 小 50㎡	実施例はまだ少ない。小規模な施設では大型電化製品の修理は困難。
家庭用品工房	包丁磨ぎや襦はり等家庭のできる手入れ方法などを伝承する教室を開催。	シルバー人材センターの経験者・ボランティアを中心に運営。不定期的に教室形式で開催。学習室で開催する事も可能。		経験豊富な指導者1名 補助者1名程度 受講者10～20名	作業台、水洗流し	大 100㎡ 小 50㎡	北区では「暮らしの博物館」として伝統技術を伝承
家具清掃室	大型ごみ収集にて搬入した再生利用が可能な家具等を清掃し、再利用を図る。	シルバー人材センター・ボランティアを中心に運営。	軽作業であるため、障害者の採用が考えられる。収集事業所との関連性について考慮が必要。	補助者2名程度	作業台、水洗流し	30㎡	最も一般的で、殆どのリサイクルプラザで開催している。

表3 機能別必要設備 [再生品や不要品の流通・交換の場としての機能]

機能	内容	運営方法	必要設備	運営要員	収容人員	スペース	備考
再生品 展示 コーナー	工房での再生品や、住民持込の不要品を展示・提供・販売する。	常設の展示室で、工房での再生品を展示し、希望者の申込みを随時受付、定期的に抽選で提供する。 また、住民が持込む不要品を上記の展示室に展示し、希望者に抽選で提供する。	展示用棚、ショーケース、販売カウンター等 ※床は木床が望ましい	申込受付、整理記録、抽選、等の業務で2名程度	50名	展示品数によるが300m ² 程度	目黒区では住民団体へ運営を委託
不要品 情報 交換 コーナー	住民の「譲ります、譲ってください」、「売ります、買います」情報を紹介する。	カードで情報管理	情報掲示板、登録カード	1名 (情報管理)	4～5名	掲示板2×2m 玄関ホール等 入口付近	プライバシー管理が必要
		パソコンで情報管理	パソコン、ソフト、TEL、FAX	1名 (パソコン操作可能)	2～3名	パソコン2台程度で10m ²	同上 (カード情報管理と併用)
		パソコン通信で情報公開	パソコン、通信回線、FAX、ソフト	1名 (パソコン操作可能)	2～3名	パソコン2台程度で10m ²	同上 (カード情報管理と併用)
フリー マー ケッ ト(屋 内)	市民団体等によるフリーマーケットを開催する場を提供する。	フリーマーケット開催の場を提供	移動式会議用テーブル、いす、白板、簡易音響装置	スケジュール調整業務に1名程度			再生品展示コーナーや多目的室で兼用又は屋外スペース

表4 機能別必要設備 [リサイクルに関する情報交換・啓発の場としての機能]

機能	内容	運営方法	必要設備	運営要員	収容人員	スペース	備考
リサイクル情報コーナー	リサイクル関連書籍、雑誌、各種報告書、イベント情報等の資料の収集、展示、閲覧、貸出し	関連図書や資料を収集し、整理展示 閲覧は自由、場外貸出しは登録の上貸出し	書架、図書検索システム、パソコン、複写機、閲覧用机及びいす	1名 (情報交換コーナーと業務)			担当職員が住民の相談に応じながら対応(目黒区)
	五感に訴えてリサイクルについての関心や理解を高める設備を備えた場を提供する。	小学生を対象とし、大型画面の映像ソフトを通じてリサイクル、ごみ減量化を学習する。	大型スクリーン映像装置、音響装置、照明、電動カーテン、モニター装置、操作卓	スケジュール調整業務やAV装置操作に1～2名程度			ソフトの製作、維持管理は外部委託
		小学生を対象にゲーム感覚で遊びながらリサイクル、ごみ減量化を体験学習する。	アミューズメント装置 (ハード、ソフト)	案内係として1名程度			ソフトの製作、維持管理は外部委託
リサイクル体験コーナー	表6参照						

表5 機能別必要設備（リサイクル体験コーナー）

講習会	内容	運営方法	検討事項	人員構成	必要設備	所要スペース	備考
リサイクル石鹸作り	廃食用油を利用して石鹸を作る。	シルバー人材センターの経験者・ボランティアを中心に自主運営。 不定期的に教室形式で開催。 薬品による汚れ、熱、換気等の理由から単独が望ましい。	火気や苛性ソーダ等の劇毒物を扱うので薬品管理が必要	経験豊富な指導者1名 補助者1名程度 受講者10～20名	作業台、ガスレンジ、水洗流し、薬品棚、排水貯留槽、換気設備 床は耐薬品性必要	大 100㎡ 小 50㎡	多くのリサイクルプラザで開催している。
紙すき	紙パック等を原料にハガキや色紙などを作る。	シルバー人材センターの経験者・ボランティアを中心に自主運営。 定期的に教室形式で開催 学習室にて開催。	比較的軽作業が中心であり、障害者の採用も考えられる。	経験豊富な常任者1名 補助者2名程度 受講者10～20名	作業台、水洗流し	大 100㎡ 小 50㎡	多くのリサイクルプラザで開催している。
衣服のリフォーム	不用衣類をリフォームして再使用する。またそのリフォーム教室を開催する。	シルバー人材センターの経験者・ボランティアを中心に自主運営。 定期的に教室形式で開催。 設備の関係上単独の工房となる。	比較的軽作業が中心であり、障害者の採用も考えられる。	経験豊富な常任者1名 補助者2名程度 受講者10～20名	作業台、ミシン、アイロン、裁縫用具、衣類棚、水洗流し、機織り機、洗濯機、乾燥機	大 100㎡ 小 60㎡	多くのリサイクルプラザで開催している。
リサイクル品作り	PET ボトルなどの廃材を用い、動くおもちゃや日用品などを子供が楽しく学びながら作る。	シルバー人材センターの経験者・ボランティアを中心に自主運営。 不定期的に教室形式で開催。 学習室にて開催。	受講者は子供中心で、夏休み期間等季節運営	経験豊富な指導者1名 補助者1名程度 受講者20～30名	作業台、水洗流し	大 100㎡ 小 50㎡	
ガラス工房	回収したビンのカレットを溶解炉で溶かした花瓶やコップ等を作る。	住民の有志グループによる自主運営。 定期的に教室形式で開催。 設備の関係上単独の工房となる。	高熱（1400℃）のガラスを扱うので安全性に留意（スペースが必要） 火気使用、換気に留意 24時間加熱が必要 本格的設備の場合稼働率を高める工夫が必要（初級、中級、上級等のコース別教室）	経験豊富な講師1名 補助者1～2名程度 受講者3～5名	溶解炉、あぶり炉、徐冷炉、バーナー、サンドブラスト他	大 150㎡ 中 100㎡ 小 60㎡	本格的な工房はまだ少ない。

表 6 機能別必要設備 [コミュニティ形成機能]

機能	内容	運営方法	必要設備	運営要員	収容人員	スペース	備考
講演会・イベントの場	リサイクルについての関心や理解を高めるために講演会や各種イベントを開催する場を提供する。	住民を対象とした講演会や講座、教室、イベントを開催。 運営は市民団体等による。自主運営又組合はとするが、スケジュール調整は、組合。	移動式会議用テーブル、いす、白板、簡易音響装置、水洗流し（実験用流し）	スケジュール調整業務に1名程度			家庭用品修繕やリサイクル品作り等の教室も開催できる。
見学者説明室	本施設の視察来訪者に対し、施設概要やごみ処理フローを説明する。	あらかじめスケジュール調整をして利用。	移動式会議用テーブル、いす、白板、簡易音響装置、パネル（ごみ処理フロー）	説明者1～2名 スケジュール調整業務に1名程度			
地域・グループ活動の場	リサイクルに関心を持つグループ、団体の活動のための打合せ・会議の場を提供する。	利用者はあらかじめ登録の上、スケジュールを調整して利用。	移動式会議用テーブル、いす、白板、簡易音響装置、VTR装置	スケジュール調整業務に1名程度	大 80名 小 50名	120m ² 程度 80m ² 程度	

2. 印西地区におけるリサイクルプラザの機能（案）

本施設は、印西地区の廃棄物循環型先進施設として、リサイクルプラザとして必要な機能を踏まえるとともに、立地条件や印西地区の目指す循環型社会のあり方等に関しても、十分配慮した施設とする。

◆リサイクルに関する正しい知識や情報の発信・交換の拠点とする。

住民・事業者がいつでも正しい情報を収集できるよう施設整備を行う。なお、施設外についても本施設及び関連施設のネットワーク化等により情報の発信を図る。また、教育の場としての施設整備を図り、地域全体の環境問題や廃棄物問題に関する意識の向上に努める。

◆リサイクル啓発活動の中心施設とする。

印西地区の全住民がリサイクルに関心を持ち、また参加することができる活動を展開していく。また、住民の誰もが利用可能な施設として、啓発活動について創意工夫を図り、リサイクル啓発活動の中心的な施設として機能させる。

◆地域や市民団体等のリサイクル活動を支援する施設とする。

会議室や研修室等を設置し、リサイクル活動を推進している団体に活動の場を提供する。また、これから参加したいと考えている団体・個人についても情報の提供等の支援を行う。

◆周辺環境と調和した景観により、廃棄物行政のシンボリック施設とする。

周辺に位置する諸施設との調和を配慮し、かつ印西地区の廃棄物循環型先進施設としての位置づけを踏まえ、施設景観を決定し、印西地区のシンボリック施設として機能させる。

【参考①】リサイクルプラザ（センター）の建設事例

市町村名（施設名）	工事または竣工年月	プラザ機能
町田市リサイクルセンター	S54.7 ～S57.5	<p>リサイクルプラザ棟：3,711m²</p> <p>研修室：見学者等に資源回収等の地域社会教育を視覚聴覚的に行う。</p> <p>リサイクルコーナー：粗大ごみの再生工場として市民によって修理・再生・工作等を行う</p> <p>展示室：再生品の展示・販売</p> <p>実験室：ごみを減らす工夫を考える料理などの実習</p> <p>再生品貯蔵場：再生品の貯蔵</p> <p>印刷・資料整理室：リサイクル活動のためのもの</p>
横浜市 （港南リサイクルプラザ） （青葉リサイクルプラザ） （鶴見リサイクルプラザ）	港南：H3.4 青葉：H4.6 鶴見：H7.4	<p><共通施設></p> <p>再利用品展示コーナー：粗大ごみの中の再利用可能な「家具類」や市民の持ち込んだ「再利用品」を展示、提供</p> <p>石けん体験室：持ち込み廃食用油を使って石けんを作る</p> <p>紙すきコーナー：牛乳パック・新聞紙などを利用して紙すきを行う</p> <p>空き缶プレスコーナー：持ち込んだ空き缶をプレスすることができる。</p> <p>ゆずります・ゆずってくださいの情報板コーナー：不用品交換情報カードを情報板に提出し、不用品の有効利用を図る。</p> <p><鶴見のみの施設></p> <p>リサイクル教室：衣類のリフォーム、機織り、家具・木工、料理、紙すきなどの各種リサイクル教室を開催</p> <p>研修室：ごみやリサイクルに関する講演会などを開催</p> <p>リサイクルたっちランド：ごみに関して楽しみながら理解を深めるコーナー。昔のごみ処理やリサイクルの知恵に始まり、現在の焼却工場のしくみやリサイクルについて動く模型やビデオを通じて紹介。</p>
吹田市資源リサイクルセンター （千里リサイクルプラザ）	H2.2 ～H4.9	<p>市民工房（衣服、一般修理、家電、自転車、ガラス工芸、家具・木工）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収したビンを使っの（溶解）花瓶やコップ作り ・古紙を原料にしての葉書作り ・衣服のリフォーム ・テレビ、家具、自転車等の再生 <p>リサイクルコーナー：工房で製作された再生品の展示</p> <p>研究室：リサイクル事業全体のための研究</p> <p>実験室：市民のリサイクル活動と連携した講演事業及び貸室</p> <p>プレイルーム：行事参加者の幼児の遊び場</p> <p>生活学習室：リフォーム教室等主に実践教室に利用される部屋及び貸室</p>
目黒区 （目黒リサイクルプラザ） （平町リサイクルプラザ）	目黒： H5.4 平町： H10.8	<p>リサイクル情報室：リサイクルやごみの問題に関する本、雑誌、各種調査報告書をはじめこの問題に取り組む市民や自治体のパンフレットなどを集め、提供。適切な情報を探せるよう検索システムや学習プログラムも整備。</p> <p>リサイクル活動室：リサイクルやごみ問題に関心を持っているグループや団体の話し合いや学習・実習の場として活用。</p> <p>シルバーアトリエ：リサイクル作品工房（老人福祉センターの高齢者事業団用作業室）</p> <p>リサイクルショップ：シルバーアトリエで作られたリサイクルの作品（主に家具）の展示、販売スペース</p>

市町村名（施設名）	工事または竣工年月	プラザ機能
北区 （富士見橋エコ 広場館）	H6.1	<p>エコライフ情報の収集・提供事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル・地球環境問題についての情報収集・提供 ・リサイクルや地球環境保護団体の活動情報の収集・提供 ・リサイクル情報誌「ザ・リサイクラー」の発行 <p>エコライフ交流事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「明日塾」（リサイクル・地球環境問題の研究）の開催 ・「子供環境教室」の開催 ・学習・研修会・シンポジウムの開催 <p>「リボン工房」事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古布を利用した「裂き織り」の技術指導や展示、販売 ・廃食油を利用した「粉石鹸」の技術指導や展示、販売 ・牛乳パックを利用した「紙すき」の技術指導や展示、販売 ・リホーム、パッチワーク等の学習会の実施 <p>フリーマーケット事業：毎週日曜日の開催</p> <p>「暮しの博物館」事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道具」「家具」「玩具」等の再生技術の発掘と伝承 ・「リサイクル達人」のネットワーク化作品の実演、展示、販売 <p>エコ広場活動事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛乳パック、使用済切手、未使用ハガキ等の収集による地球環境保全運動 ・リサイクル製品、エコ製品の利用拡大活動 ・アジア、アフリカの子供達にノートを贈る運動
仙台市 （葛岡リサイクル プラザ）	H7.9	<p>展示学習室：ごみ処理の流れ、分別、処理施設のしくみなどの体験学習ができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アスレチックジャングル」 空き缶・空き瓶になったような気分で遊べるローラーなど <p>リサイクル工房：展示するリサイクル品の補修・実演</p> <p>リサイクル情報コーナー：リサイクル品情報、リサイクル関連図書やビデオの閲覧可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「リサイクル品展示」 粗大ごみ等の中からまだ使えそうなものを、リサイクル工房で補修再生して展示。 展示品は、1ヶ月の展示期間中に申し込みを受け付け、公開抽選し、無料で提供。 ・「スペースR」 リサイクルやごみ問題についての研修会や会議などに利用できるフリースペース。 リサイクルブックとリサイクルおもちゃ箱が常設され、不要になった本やおもちゃの持ち込み・持ち出しが無料でできる。
大阪市 （リサイクルプラ ザ赤川）	H7.9～H8.3	<p>事業内容：</p> <ol style="list-style-type: none"> ①家具や自転車のリサイクル 粗大ごみに出された家具や自転車を回収・再生し、展示のうえ、月1回抽選で市民に無料で提供。 ②リサイクル教室 紙パックを利用した紙すき教室、かまぼこ板や木切れ等を使った工作教室、古着のリフォーム教室、パッチワーク教室等 ③リサイクル情報の提供 環境問題としてのごみ問題やごみ減量・リサイクルに関する情報や資料の提供。書籍やビデオ等。 ④アルミ缶・紙パックの受付 ⑤ガレージセールの開催 ⑥空き缶プレス車の派遣

市町村名（施設名）	工事または竣工年月	プラザ機能
十勝環境複合事務組合くりりんセンター（くりりんプラザ）	H5.9～H8.9	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ問題をはじめエネルギー、温暖化問題など幅広く地球環境についての学習が興味をもって楽しみながらできるように工夫されている。 ・展示物、書籍、コンピューターソフトが備わっている。 ・余熱利用のモデルとしてのアメニティーホールはトロピカルな熱帯の植物や「ふれあい水槽」の珊瑚魚に触れることができる。
大阪市（リサイクルプラザ塩草）	H10.7	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル品展示コーナー ・リサイクル教室：古着のリフォーム、パッチワーク、住まいのリフォーム ・情報閲覧コーナー：ごみ減量・リサイクル関係の図書や国内主要都市・リサイクル推進団体のパンフレットを収集 ・パネル展示コーナー ・大阪市の清掃歴史コーナー ・となりのトトロの空き缶壁画（大阪教育大学付属高校平野校舎の生徒さんの作品） ・衣類と本のリサイクルコーナー：家庭で不用になっている衣類（ベビー服・子供服・マタニティ服）・本（文庫本・単行本・絵本など）をリサイクルする場。
西宮市（西部総合処理センター内リサイクルプラザ）	H10.10～H11.3	<ul style="list-style-type: none"> ■粗大ごみの展示・活用 ■市民のごみ減量、再資源化意識の高揚を図るための各種イベントの実施 ・親子木工教室 ・銅板彫り工作教室 ・いきいきごみ展 ・おもちゃのかえっこバザール ・子供が店主のフリーマーケット ・自転車修理教室 ■不用品交換リサイクル情報（「不用品交換情報（Eコウ館）」制度）
入間市（入間市リサイクルプラザ）	H11.4	<ul style="list-style-type: none"> (1) 再生機能：自転車、家具。衣類の一部、古本を受入れ、再生工房室にて小修理し、交換バザーPRコーナーに展示し、ミニリサイクルフェアで販売。 (2) 研修機能：研修室、展示ホール（ごみ、リサイクルに関する意識を高めるための話し合いや研修の場） 総合センター（工場棟）へ渡り廊下で連絡 (3) 体験学習機能：体験学習室（市民が修理、再生等の幅広い学習ができる場） (4) 図書情報機能：図書情報室（ごみに関する書籍、ビデオテープ等を配備）
札幌市（リサイクルプラザ宮の沢）	H12.8	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル家具・自転車などの展示提供 ・環境講座・リフォーム教室・ふれあい相談ごみ減量活動 ・季節のリフォーム教室（古着・古布活用「ワンショルダーのショッピングバッグづくり」など） ・ごみ減量情報コーナー ・リサイクル情報コーナー ・ゆずります・ゆずって下さい情報 ・おもちゃの病院 ・リユースコーナー
福山市（リサイクルプラザ「エコローズ」）	H12.9	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル体験講座：包丁とぎ、布ぞうり、リフォーム、紙すき、さき織り、木工、ガラス溶融、布ぞうり、サンドブラスト、リサイクル手芸、椅子の張替え ・不要家具（再生＝リユース）の紹介 ・エコローズ企画：不要家具（リユース家具）やスタッフ作成のリサイクル作品等の展示販売、バザー品の委託販売等も実施

市町村名（施設名）	工事または竣工年月	プラザ機能
門真市 （門真市立リサイクルプラザ エコ・パーク）	H14.3 名称変更 H21.4	<ul style="list-style-type: none"> ■市民情報ギャラリー ・イベント情報・市民活動グループ連絡掲示板 ・不用品交換情報掲示板 ・市民ギャラリー ■イベント広場 ・イベントの開催 ・研究・調査等の展示 ・インフォメーション など ■リサイクル工房：ガラス工房、紙すき工房、陶芸工房、染め工房、石鹸工房、裂き織り工房、リフォーム工房、エコッキング工房 ■資料室（情報検索室） ■図書、資料の閲覧・貸出：リサイクル、環境情報などの情報検索、指導等 ■屋上庭園・温室：園芸工房 ■自転車修理工房、家具修理工房：不用自転車の修理、再生と不用家具の修理、再生
越谷市 （越谷市リサイクルプラザ）	H19.11	<ul style="list-style-type: none"> ・再生工房 ・展示コーナー ・リサイクル情報コーナー ・情報検索コーナー ・多目的室 ・リサイクル活動室 ・イベント・講座 リユース展 リサイクル講座：包丁とぎ教室、エコ料理教室、紙すきハガキ作り教室、エコバッグ作り教室、親子自然工作教室
北河内4市リサイクル施設組合 （北河内4市リサイクルプラザ かざぐるま）	H20.2	<ul style="list-style-type: none"> ■参加型シアター『明日のために地球を守る』 ・参加者の回答によって進んでいくアトラクション風の映画 ■環境学習KIOSK ・環境Q&Aゲーム ・省エネ²大作戦 ・環境！穴埋めクイズ！ ・つかみ取れ！コンペヤ選別ゲーム ・ごみのゆくえ大辞典 ■エコ生活支援パネル ■自転車発電体験コーナー ■ごみの現状を知る体感オブジェ
猪名川上流広域ごみ処理施設組合 （国崎クリーンセンター啓発施設 ゆめほたる）	H21.3	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル工房：軽作業室、製作工房、書庫、環境情報センター、修理工房 ・啓発・学習ロビー ・見学ゾーン ・自然豊かな里山 ・セミナー・ワークショップ

【参考②】製造物責任法（PL法）とリサイクルについて

1、PL法とは

製造物責任（PL:Product Liability）法は、平成6年7月1日に交付、平成7年7月1日に施行された。PL法は、消費者が製品の欠陥により被害や損害を受けた場合、その製品の製造者に責任を負わせるというものである。

PL法の概要を以下に示す。

（1）目的

製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る。

（2）定義

■「製造物」：製造又は加工された動産

①「製造又は加工」の意義

「製造」とは、製品の設計、加工、検査、表示を含む一連の行為として位置づけられ、一般には「原材料に手を加えて新たな物品を作り出すこと。生産よりは狭い概念で、いわゆる第二次産業に係る生産行為を指し、一次製品の産出、サービスの提供には用いられない」

「加工」とは、「動産を材料としてこれに工作を加え、その本質を保持させつつ新しい属性を付加し、価値を変えること」

②「動産」の意義

動産とは、民法上、不動産以外の総ての有体物をいうものとして定義され、PL法においてもその内容は民法上の概念による。

■「欠陥」の定義

①製造物の物性

製造物の表示、製造物の効用・有用性、価格対効果、被害発生の蓋然性（確実性の度合い）、製造物の通常使用期間・耐用期間など

②通常予見される使用形態

製造物の合理的に予期される使用、製造物の使用者による損害発生防止の可能性など

③製造物が引き渡された時期

製造物が引き渡された時期、技術的実現可能性など

④その他の製造物に係る事情

危険の明白さ、製品のばらつき状況、天災等の不可抗力など

を考慮して、「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいう。

■「製造業者等」の定義

①製造業者

製造物を業として（同種の行為を継続反復して行うこと）製造又は加工する者

②輸入業者

③製造業者又は輸入業者としての表示を製造物に付した者、又は、製造業者又は輸入業者と誤認させるような表示を製造物に付した者（一般に表示製造業者と称される）

すなわち、委託生産した製品に「製造者」、「輸入者」等の肩書きを付して自社の名前を表示している場合、及び、委託生産した製品に自社ブランドを表示しているような場合

④製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、実質的な製造業者と認められるような表示を製造物に付した者

すなわち、「販売者」、「販売元」等の肩書きを付して自社の名前を表示している場合であっても、その製品の製造、販売形態や同種製品の製造者としての社会的知名度その他の事情からみて、実質的な製造業者と認められるような表示となっている場合（具体的には、その製品を一手販売しているような場合）

（３）製造物責任

①自らの意思によって引き渡した製造物の欠陥によって、

引き渡し・・・

自らの意志に基づいて占有を移転させることをいい、有償無償は問われない

②他人（製造物を直接使用・消費していない第三者も含まれる。また、自然人のみならず法人も含まれる。）の生命、身体又は財産を侵害した時、

③ 当該製造物を業として製造、加工もしくは輸入した者又は当該製造物に一定の表示をした者が被害者に対して損害賠償責任を負う

ただし、製造物自体にしか損害が発生していない場合については、PL法での損害賠償の対象外である。

（４）免責事由

製造者が以下の事項のいずれかを証明した場合、その責任が免除される。

①開発危険の抗弁

当該製造物をその製造業者等が引き渡した時点における科学又は技術に関する知見では、製造物にその欠陥があることを認識することができなかったことを製造業者等が証明した時。

②部品・原材料製造事業者の抗弁

欠陥が当該加工組立事業者が行った設計に関する指示のみに起因し、かつ、そのことにつき過失がなかったことを部品・原材料の製造業者が証明した時。

（５）期間制限

以下の期間が経過すれば、被害者はPL法の下での賠償請求はできない。

①被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から３年

②製造業者等が製造物を引き渡した時から１０年

ただし、潜伏被害は損害発生から起算とする。

2. PL法の解説におけるリサイクルに関連すると考えられる事項

(1) 修理、修繕について

- ・「修理」「修繕」「整備」や「設置」はともに製造物が引き渡された後の問題であり、新たな物品を作り出す又は新しい属性を付加しているとはいえないと解されることから「製造又は加工」には当たらない。

→粗大ごみや市民から持ち込まれた家具、家電製品等の修理は、PL法における「製造又は加工」に当たらず、製造業者等にはならない。

(2) 中古品、再生品、廃棄物について

- ・中古品であっても「製造又は加工された動産」に該当する以上は、製造物である。ただし、中古品として売買されたものについては、i) 以前の使用者の使用状況や改造・修理の状況にもよること、ii) 中古品販売者による点検、修理や整備などが介在することも多く、製造業者の責任の有無については、このような事情を踏まえ慎重に判断されることとなる。

→市民より廃棄された粗大ごみ等をリサイクル等で流過程にもどした場合、流過程に戻したものが、中古品と判断したと考えられる。(通商産業省産業政策局製品安全課)

- ・再生品は、劣化、破損等により修理等では使用困難な状態となった製造物について当該製造物の一部を利用して形成されたものであるが、基本的には「製造又は加工された動産」に当る以上はPL法の対象となり、再生品を「製造又は加工」した者が責任を負う。この場合、再生品の原材料となった製造物の製造業者については、再生品の原材料となった製造物が引き渡された時に有していた欠陥と再生品の利用に際して生じた損害とに因果関係がある場合にのみ製造物責任が発生する。

→廃棄物を原料として作られる再生品(廃食用油石鹸、溶解ガラス瓶)は製造物であり、再生した者は製造業者であると考えられる。(経済企画庁国民生活局消費者行政第一課)

- ・廃棄物であっても「製造又は加工された動産」に該当する以上、製造物に当たる。しかし、廃棄物が再利用され、それに起因する事故が発生した場合には、廃棄された物は、もはや製品として利用することが予定されていないという事情を考慮して、通常は欠陥のある製造物とは判断されないものと考えられる。

*ただし、個々の製品が中古品、再生品、廃棄物のどれであるかに関しては、個々の流過程を考慮して判断される。

3. PL法におけるリサイクルプラザの責任

(1) 家具・家電製品等を修理しリサイクル品として消費者に提供した場合

リサイクルプラザは「製造又は加工」を行っておらず、PL法における責任主体である「製造業者」には該当しないと考えられる。よって、リサイクル品に起因する事故が発生した場合、PL法による損害賠償の責任を問われることは考えにくい。民法による損害賠償の責任を問われることは考えられる。

(2) 廃食用油石鹸、溶解ガラス瓶等を再生し、リサイクル品として消費者に提供した場合

リサイクルプラザは廃棄物を原料とした再生品（廃食用油石鹸、溶解ガラス瓶）を製造しており、再生品は「製造物」であり、製造したリサイクルプラザは PL 法における「製造業者」であると考えられる。よって、リサイクル品に起因する事故が発生した場合、PL 法による損害賠償の責任を問われることが考えられる。

4. PL 対策

PL 対策は、PL 事故の発生を未然に防止・予防するための対策（製造物責任防止・予防対策）と、不幸にして PL 事故が発生した場合に、企業が負う被害を最小化するための対策（PL 事故発生後の対策）とに大別される。

(1) 製造物責任防止・予防対策

- ①設計面での危険の排除及び安全性への配慮
- ②ユーザーが製品の誤った取り扱いをしないための警告ラベル・取り扱い説明書の充実などが考えられる。

(2) PL 事故発生後の対策

- ①被害者対応の充実
 - ・初期段階でユーザーと感情的にこじれることによって、トラブルが拡大することを防止
- ②各種文書、サンプルの保存
 - ・PL クレームを受けたときに、原因を究明し、欠陥かどうかを判定していくために、各種書類の記録・保管基準、製品・外注部品等のサンプル保存基準を作成・整備し、記録・保存管理が必要。
- ③訴訟・リコール・広報対策
 - ・訴訟対応窓口や訴訟になった場合の対応体制、弁護士の候補者の選定
 - ・製品の特性に応じたリコールの対応体制の整備
 - ・対外対応窓口の一本化による情報公開への対応
- ④賠償能力の確保
 - ・生産物責任賠償保険（略称 PL 保険）への加入
 - ・積立金のプールなどが考えられる。

* 生産物責任賠償保険（PL 保険）・・・製造物に起因する対人、対物への責任賠償に対応する保険であり、PL 法のみならず、民法すべてに対応している。

5. リサイクルプラザのリサイクル品の取り扱いの例（PL 法への対応）

施設名	リサイクル状況	PL 法への対応
千里リサイクルプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車は分解、組立 ・家電製品等は清掃 	PL 保険への加入 （自転車について組立、分解作業を行っていることから、PL 法への対策が必要と考え、リサイクル品すべてに保険をかけている。）
大阪市リサイクルプラザ赤川	粗大ごみの中から程度のよい自転車について塗装、整備を行い、抽選で市民に提供	リサイクル品による事故についての責任をプラザが負いかねることを確認の上、提供
富山県南砺リサイクルセンター	家電、自転車、木工家具等で、使用可能と思われるものについて、ストックして引き渡し	修理、加工作業は行わない
北区富士見橋エコー広場館	<ul style="list-style-type: none"> ・修理、修繕コーナー 区民から持ち込まれた家電製品を有償で修理、修繕	対策はしていない
	<ul style="list-style-type: none"> ・バザー 粗大ごみの中から、ガス・電気等の使用がなく火災等の事故につながりにくいと考えられるものについて、修理、修繕をせずに提供	修理、加工作業は行わない （富士見橋エコー広場館では、バザーの責任者は古物商の許可を有している。ただし、東京都公安委員会の指示ではない。）
旭川市近文リサイクルプラザ	粗大ごみの中から、自転車、家具、諸製品（危険度の少ない家電製品等）をプラザで清掃し、無料で提供	修理はせず、外観の清掃作業のみ 事前に市民に説明
加賀市環境美化センター	自転車、家電製品等をセンター内で、人材シルバーセンターの経験者によって修理、加工	保険への加入 （加賀市ではリサイクル品だけでなく、市の備品全体について保険をかけている。）
大宮市東部リサイクルセンター	家具、ラジカセ等の小さな家電製品を中心にリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・PL 法に抵触しそうな製品は扱わない ・危険表示の家電製品、著しく古いものを除く ・試験運転等のチェックを行う